

2012年2月6日

(平成24年)

藤沢市教育委員会
教育委員長 小澤 一成 様

藤沢市個人情報保護審査会
会 長 篠崎 百合子

教職員人事市内異動希望調書に係る管理情報開示一部承諾
決定に対する異議申立てについて（答申）

2011年（平成23年）7月29日付け（諮問第22号）で諮問された「異議申立人の2007年度末教職員人事市内異動希望調書（様式1）」に係る管理情報開示一部承諾決定処分に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

藤沢市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立人の行った「本人の2007年度末教職員人事市内異動希望調書（様式1）」（以下「本件文書」という。）の管理情報開示請求について、藤沢市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第23条第5号エの規定に基づき、2011年（平成23年）6月17日付けでした管理情報開示一部承諾決定処分は妥当でなく、全部開示すべきである。

第2 本件諮問までの経過

- 1 異議申立人は、2011年（平成23年）6月14日、実施機関に対し、条例第20条により、本件文書について管理情報の開示請求をした。
- 2 実施機関は、同年6月17日付けで、管理情報の開示請求に係る本件文書につき、一部非開示とした管理情報開示一部承諾決定をした。
- 3 異議申立人は、同年7月25日、実施機関に対し、前記管理情報開示一部承諾決定処分の取消しを求める異議申立てをした。
- 4 実施機関は、同年7月29日付けで、藤沢市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 人事異動が異議申立人の希望通りにならなかったことに関して、本件文書の「校長意見」欄がどのように書かれているかが大変重要となるため、本件文書の「校長意見」欄が開示されないのは不当である。
- 2 小学校では、在籍1年間での特例の異動であった。特例での異動が許可された結果は、校長の具申を元に、その後、課長、部長の承認となり、教育長が決裁し神奈川県教育委員会に出したものであると思われる。しかしながら、異議申立人が希望し学校長から説明を受けたものと、異動の理由とされているものや話し合いで語られたものが余りにもかけ離れている。この点においても、本件文書の「校長意見」欄の開示を求める。
- 3 本件文書の「校長意見」欄に、具申を書き込んだ学校長が「あなたの説明通り書いた」と申ししており、それが証明されるためにも当該学校長自身が開示を認めており、お互いの信頼回復のためにも内容確認が大事である。
- 4 本件文書の「校長意見」欄が開示拒否となれば、益々「校長意見」が、学校長の意に反して「公平さ」を著しく欠いているかのような内容と推察されてしまう。問題が無いものを拒否することによって、教育委員会や管理職としての公平・公正さ、倫理観が却って問われることになる。

「校長意見」欄の開示は、たとえ異議申立人の希望に沿わない内容であっても、虚偽や不公平さが無ければ、管理職や教育委員会の違法性が示されたり、不利益を生じることにはならない筈である。

第4 実施機関の主張要旨

本件文書の「校長意見」欄は、人事異動に係る学校長の意見が記載されており、本人の希望とは別に、学校長が管理職として責任を持って記載すべきものである。この意見は教職員の異動を決定する際の重要な判断材料となり、この内容を本人に開示することになれば、校長が公正な意見を記載する上で大きな支障となる。そのため「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものとして、条例第23条第5号エにより非開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件文書の非開示部分の内容

本件文書の非開示部分は「校長意見」欄であり、藤沢市教職員の人事異動に関する管理者たる校長の職責により記載されるものである。

2 条例第23条第5号エの該当性について

- (1) 条例第23条第5号エでは「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がある場合は、非開示とするとしている。

そこで、本件文書の「校長意見」欄について、同号エの該当性を検討する。

(2) 本件文書の「校長意見」欄について

① 一般に市内異動希望調書は、本人が本人記入欄に記入後、校長に提出し、校長は「校長意見」欄に、異動についての意見とともに人物評、経歴、勤務状況等を記載した上で、教育委員会に提出する。実施機関によれば、同調書は、教育委員会において人事異動を調整・決定する際の資料として用いられるほか、写しが異動内示書とともに異動先の校長に送付され、異動者に関する申し送り事項の伝達の役割も果たしている。本件記載事項には第三者の情報は含まれていない。

② 実施機関によれば、「校長意見」欄は対象者本人に開示しないとの運用がされてきており、対象者本人には開示されないことを前提として校長が率直な評価を記入することが想定されているものである。

このような取り扱いがなされている現状においては、仮に「校長意見」欄が対象者に対して開示された場合、記載内容に対する質問や批判などがなされることも予想され、このような混乱を避けるため、校長が意見欄の記載を無難な程度の内容にとどめてしまうことが生じかねない。その結果、実施機関としては、人事異動に関して参考となる、率直な評価の情報を得ることができなくなるおそれがあり、ひいては、実施機関の行う教職員の人事異動事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすことがあると考えられ、一般論としては、「校長意見」欄は同号エに該当すると解される。

③ しかし、本件においては、人事異動に関して、異議申立人と実施機関や「校長意見」欄記載者との話し合いが繰り返されてきており、その過程で、「校長意見」欄の主要な記載内容についての説明がなされていると認められる。

したがって、本件については、開示しても、人事異動事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同号エに該当しない。

3 結論

よって、実施機関が本件文書について管理情報開示一部承諾決定をした処分は妥当でなく、全部開示すべきであると判断する。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2011. 7. 29	諮問
2011. 8. 18	教育委員会から審査会へ一部承諾決定に係る管理情報及び非開示等理由説明書の提出
2011. 8. 24	異議申立人から審査会へ意見書の提出
2011. 10. 24	第1回審査会 実施機関及び異議申立人からの意見聴取 審議
2011. 11. 28	第2回審査会 審議
2012. 1. 16	第3回審査会 審議
2012. 2. 6	答申

第12期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2010年4月1日～2012年3月31日)

氏名	役職名等
大 淵 辰 雄	医師
○ 小 澤 弘 子	弁護士
◎ 篠 崎 百合子	弁護士
田 中 則 仁	神奈川大学経営学部教授
吉 田 眞 次	公認会計士

◎会長 ○職務代理者